

三重の森林づくり基本計画

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気、県土の保全など私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。また、レクリエーションや癒しの場として健康で快適な生活を送るための大切な役割を果たしています。

近年においては、地球温暖化の防止や生物多様性の確保など森林の地球環境の保全に果たす役割は重要性を増しており、木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源として見直されてきています。

このように、森林は私たちにとって大変重要な存在ですが、過去には幾度か行きすぎた伐採による森林の危機がありました。

しかし、その都度、先人達の努力で森林を再生させ、豊かな森林が保たれてきました。そして私たちは、森林とともに生き、森林から供給される木材を生活に巧みに取り入れる「木の文化」を育んできました。

また、江戸時代から活発な林業が展開されてきた三重県では、森林は、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して守り育てられ、林業は、山村地域の生活、経済を支える産業として重要な役割を担ってきました。

しかし、これまで三重の森林を育んできた林業は、木材価格の低下や需要の減少などにより生産活動が停滞し、活力が失われています。

スギやヒノキなどの人工林は、人が手を加えなければ健全な森林に育たず、公益的機能も十分に発揮されませんが、戦後造林され利用可能なまでに生長した人工林の多くが有効に活用されず、手入れ不足から荒廃の危機に直面しています。森林は今、これまでの伐採による危機とは違い、放置されることによる危機、伐採されないことによる危機に瀕しています。

また、私たちの暮らしの中では、利便性の追求や生活様式の変化等から鉄やアルミニウムなど人工の材料が木材に代えて利用されるようになるとともに、「森林」や「木」と「人」との関係も次第に希薄になり、これまで培ってきた「木の文化」の崩壊も懸念されるところです。

水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくためには、「緑の循環」を円滑にするとともに人工林の針広混交林への誘導等を進め、森林を社会資本として将来にわたり継続して適正に管理していくことが必要となっています。

そのために私たちは、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を良く理解し、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら森林づくりを計画的に進めていく必要があります。

こうした取組を着実に進めるため、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 基本計画の期間

基本計画は、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向性などを定めており、計画期間は20年間（平成18年度～37年度）とします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給のほか、水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	～2015年(H27)	～2025年(H37)
間伐実施面積(累計)	7,249ha	80,000ha	140,000ha

*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

*現状値は、2004(H16)年度単年の間伐実施面積です。

【指標選定の理由】

森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが必要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増大しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることを

ら、これを支える林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2003年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	313千m ³	328千m ³	345千m ³

*数値は、木材需給報告書の統計数値によります。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	270人 500回	500人 2,000回	750人 3,000回

*数値は、2006(H18)年から取り入れる県のデータベースに登録した指導者数とその活動回数です。

*現状値は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数及びその活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの参加者数	10,000人	20,000人	30,000人

*数値は、県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1-(1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1-(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により、重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2-(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上を図ります。

2-(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたり適切な森林の整備が行えるよう、森林づくりの担い手の確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

2-(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、住宅建築や公共事業等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3-(1) 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3-(2) 森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成などを図ります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4-(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画意識を高める取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の、今後10年間に必要となる施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】

(1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用も図りつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めます。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適切な運用を図ります。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理を進めるため、森林の機能の発揮状況の把握に努めるとともに、森林GISを活用した森林資源データの整備や情報の提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させる森林造成の研究に取り組みます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

(1) 森林施業の団地化・共同化の促進

零細分散化している森林所有者の森林整備や木材生産を進めるため、森林組合などの林業事業体を中心として森林を適正に管理し、作業の団地化・共同化による採算性の向上を図るとともに、流通・加工と連携した計画的な木材供給を進める仕組づくりに取り組みます。

(2) 林業の生産基盤整備の促進

森林施業が効率的に実施できるよう、自然環境に配慮し、地形や施業形態に応じた林道や作業道等の計画的な整備を進めます。

また、伐採作業の効率化や安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入や現場条件にあった低コスト作業システムの普及を進めます。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこや木炭などの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供します。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組みます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行います。

また、新規就業者の定着率の向上や人材の育成を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成するため、経営支援や機械化の促進などにより経営改善や林業生産の効率化を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域における生活環境を向上して担い手の定住を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な生活環境の確保を図ります。

5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】

(1) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や三重の森林づくりにおける県産材利用の意義について、広く普及啓発を行い県民の理解の促進と意識の高揚を図ります。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

県産材『三重の木』認証制度の普及などにより、品質の確かな県産材の供給を進めます。

(3) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した家づくりが進められるよう、木材関連業者と工務店、建築士等との連携による住宅相談窓口の設置などの取組を進めます。

(4) 公共施設等の木造・木質化の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、国、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

(5) 間伐材等の利用の促進

県が実施する公共工事等で間伐材の利用を積極的に進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への間伐材利用を働きかけます。

また、森林づくりや製材過程で発生する残材等の未利用資源の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギーなど新たな利活用を進めます。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】

(1) 新たな森林の活用の促進

熊野古道の活用や森林療法など、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つ潜在的な価値を活かした新たなビジネスの展開を支援するなど、魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 都市と山村との交流の促進

都市住民の新しいふるさととして、豊かな自然や文化など山村地域の持つ魅力を活かした体験交流を進めます。また、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を図ります。

(3) 里山の整備及び保全活動の促進

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化遺産等の保全

貴重な文化資源である巨樹・古木等の保存に努めます。また、木造古民家等の活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供するとともに学習の機会の増大を図ります。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習できる場を確保するとともに、インタープリター（森の語り部）の育成など、受け入れに必要な条件整備を進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民への森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者の育成などを進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援【基本施策4-1】

(1) 森林づくりへの県民参加の促進

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、活動場所の確保や指導者の育成、情報の提供などを行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援します。

(2) 計画づくりへの県民の参画

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりや木材利用の計画づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

緑化活動に取り組む団体と連携して、花木の植栽などの身近な緑化活動の促進を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4-2】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施します。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

3 計画の見直し

本計画は、20年後（平成37年度）を見通した森林づくりの展開方向と今後10年間に必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化など必要に応じ、計画の見直しを行います。